

東京高等裁判所令和8年（ラク）第232号

抗告人 世界平和統一家庭連合

相手方 文部科学大臣 松本洋平

特別抗告理由書

令和8年3月25日

最高裁判所 御中

抗告人代理人弁護士	福本修也
同	中山達樹
同	堀川敦
同	山地博貴

標記事件の抗告理由は下記の通りである。

目 次

第1	宗教法人法81条1項1号の法令違反行為に不法行為を取り込んだ令和7年3月3日最高裁決定は憲法31条に違反（適用違憲）	5
第2	平成8年1月30日最高裁決定（民集50巻1号199頁）の宗教法人法81条1項（解散命令）に関する考え方は宗教結社の自由（憲法20条、21条）を脅かすものであり、同決定を踏襲した令和7年最高裁決定の法解釈は違憲（適用違憲）	10
第3	宗教法人法81条1項1号は国際法規違反（憲法98条2項違反）	14
1	国連の警告を無視し続けた日本の裁判所	14
2	原決定が行う正当化理由に対する反論	15
(1)		15
(2)		17
(3)		18
(4)		19
3	結論	20
第4	原決定の解散命令判断は、優越的人権である信教の自由・宗教結社の自由（憲法20条、21条）の制約に適用される厳格な審査基準（LRA等）に違反する（適用違憲）	21
1	本件で適用される厳格な審査基準	21
①	規制目的の制限	21
②	規制手段の制限	21
2	やむにやまれぬ（重大な）公益	22

3	明白かつ現在の危険	23
(1)	「明白かつ現在の危険」の不存在	23
(2)	原決定の教義解釈に基づく推論は違憲	25
4	L R Aの基準	29
5	利益衡量論	32
(1)	利益衡量論の採用	32
(2)	利益衡量論に基づく原決定の判断の不当性	33
ア	抗告人が抗告審で行った主張	33
イ	解散命令が宗教団体としての「世界平和統一家庭連合」及びその 信者らの法的地位及び権利関係に及ぼす影響	35
ウ	解散命令が抗告人の職員らの法的地位及び権利関係に及ぼす影響	37
エ	利益衡量の不均衡	39
6	結論	40
第5	非訟事件手続は公開裁判原則（憲法82条、32条）に違反（法令違 憲）	41
1	原決定の論理	41
2	原決定の論理の誤り	42
(1)	総説	43
(2)	法が宗教法人解散命令の処分権限を裁判所に与えた趣旨	43
(3)	憲法から見た宗教法人解散命令事件の性質	45
(4)	「純然たる訴訟事件」の定義から見た宗教法人解散命令事件の構図	46
(5)	抗告人主張に反論する原決定の論理破綻	47
(6)	結語	49

第6 原決定の事実認定及び解散命令判断は「裁判の基本構造」から完全に外れており、公正な裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害（東京高裁令和8年（ラ許）第141号許可抗告申立が却下された場合における予備的主張）・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

第1 宗教法人法81条1項1号の法令違反行為に不法行為を取り込んだ令和7年3月3日最高裁決定は憲法31条に違反（適用違憲）

原決定（174頁）は、法81条1項1号「法令に違反」の解釈について、一審決定と同様、令和7年3月3日最高裁決定（以下、「令和7年最高裁決定」という。）を引用する。令和7年最高裁決定は、

民法709条が一定の行為を禁止する旨を定めた規定であるとはいえないものの、同条の不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち、一定の法規範に違反する行為であり、行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられるのであって、これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。むしろ、上記のように解することが法81条1項1号の趣旨に沿うものというべきである。すなわち、法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし（法1条1項）、宗教団体に法人格を付与し得ることとしているところ（法4条）、法81条1項1号が宗教法人の解散命令の事由として「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」と規定している趣旨は、同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにすることにあると解される（最高裁平成8年決定参照）。そうであるところ、民法709条の不法行為を構成する行為は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであるから、当該行為が著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来するもので

あってこれに関係した宗教団体に法人格を与えたままにしておくことが不適切となることも、十分にあり得ることである。したがって、同条の不法行為を構成する行為が法 8 1 条 1 項 1 号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することは、同号の上記趣旨に沿うものというべきである。

とした。

令和 7 年最高裁決定において注目すべきは、「**民法 7 0 9 条が一定の行為を禁止する旨を定めた規定であるとはいえない**」として、同過料事件の一審と二審が「民法 7 0 9 条は禁止規範である」としたのとは異なる立場をとったことにある。民法 7 0 9 条が禁止規範であり、同条が「法令に違反」(法 8 1 条 1 項 1 号)にいう違反対象法令であるとする、民法 7 0 9 条の構成要件に対して最大判昭和 5 0 年 9 月 1 0 日刑集 2 9 卷 8 号 4 8 9 頁「徳島市公安条例大法廷判決」の判断基準である「**刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法 3 1 条に違反するかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによってこれを決定すべきである。**」を当てはめれば(行政手続に憲法 3 1 条が原則適用されることについては、最判平成 4 年 7 月 1 日民集 4 6 卷 5 号 4 3 7 頁「成田新法事件」)、**あいまい不明確ゆえに憲法 3 1 条違反となることは明らか**であることから、この議論を回避したかったというのが最高裁令和 7 年決定の本音であったと推察される(現に過料事件の特別抗告事件である最高裁判所令和 6 年(ク)第 1 1 2 1 号では憲法判断を回避)。まして、**公序良俗ないし社会的相当性**といった不文の秩序に至っては、そもそもそれが不文であるが故に、「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれる」はずもない。

令和7年最高裁決定は、「同条（代理人注：民法709条）の不法行為を構成する行為は、**不法行為法上違法**と評価される行為、すなわち**一定の法規範に違反する行為**である」と言う。「**不法行為法上違法**」という概念は、もともとフランス法を母法とする民法709条の構成要件にはないが、末川博博士がドイツ法の違法性概念を導入し、「違法性」をもって「権利侵害」の要件に置き換える違法性説を唱え、我妻榮博士が同説を更に発展させた相関関係説が通説となったことで、我が国の民法学において定着した概念である（根本尚徳ほか「事務管理・不当利得・不法行為」19頁～37頁、乙A1「法律意見書」添付資料4）。不法行為事件の判決文で「違法」あるいは「違法性」という言葉が頻繁に使われるようになった背景はここにある。しかし、この「**不法行為法上違法**」という場合の「**違法**」は、法律や命令などの実定法規を意味する「**法令**」に違反したという意味と同義ではない。このことを明確に説明しているのが「注釈民法(19)債権(10)不法行為」33頁～35頁（乙A1「法律意見書」添付資料3）であり、不法行為の違法性の判断は、①刑事罰則違反、②取締法規違反、③公序良俗違反によってなされると明記している。最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁が、「ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。」と判示したのは、これと同旨である。すなわち、「**不法行為法上違法**」とされる場合というのは、刑事法規及び行政法規（取締法規）という実定法上の禁止規範又は命令規範に違反する場合と、公序良俗や権利濫用など不文の秩序（社会的相当性）に違反する場合の両方を含むのである。令和7年最高裁決定は、「不法行為法上違法と評価される行為」を「一定

の法規範に違反する行為」と言い換えているが、ここで言う「法規範」とは、実定法規と不文の秩序を含む広義の概念である。ドイツの刑法学者・法哲学者であるアルトゥール・カウフマンは、「法規範」を実定法である「厳密法」と不文法である「衡平法」に分類している（「法哲学（第2版）」上田健二訳141頁）。令和7年最高裁決定は、上記言換えをした上で、「行為者は、同条（代理人注：民法709条）という法令の規定により損害賠償責任を課せられるのであって、これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう『法令に違反』する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。」というが、「一定の法規範」のうち公序良俗等の不文の秩序に違反したとされる不法行為類型（代理人注：抗告人の事案は全てこの類型）においては、実定法規である「法令」に違反していないのであるから、これを捉えて「（実定法規である）法令に違反」する行為であるとするのは、明らかに文理に反する。このような文理に反する不透明な法解釈が憲法31条の適正手続保障・罪刑法定主義に反する（適用違憲）ことは、明らかである（同旨意見として、乙A68「弁護士長谷川洋二意見書」3頁～6頁、乙A61「弁護士齋藤魁意見書」）。憲法31条の適正手続保障・罪刑法定主義及び徳島市公安条例大法廷判決の「刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法31条に違反するかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによってこれを決定すべきである。」という判断基準からすれば、「法令に違反」という構成要件を具体的に適用するには、行為者が違反したとされる「法令」である「○法○条○項」という具体的法令条項の特定が前提になければならず、それがなければ、予測可能性・明確性の判断はできない。具体的な違反对象法令を特定しないでにおいて、「法令に違反」する行為と言われても、抽象的に過

ぎて具体的行為が法令違反となるか否かの予測可能性・明確性があるはずもないからである。

以上の通り、公序良俗等の不文の秩序に違反した類型の不法行為は法令違反行為（法 8 1 条 1 項 1 号）には該当せず、実定法規である法令に違反する不法行為類型（刑事・行政の罰則・取締規定違反）に限定しないで一律に「不法行為」が同号の法令違反に該当するとした令和 7 年最高裁決定の上記法解釈は明らかな誤りであり、憲法 3 1 条に違反する。

最高裁決定といえども、憲法に違反している以上、これを改めるべきであり、本件を大法廷に回付した上、判例変更を断行するよう求めるものである。

第2 平成8年1月30日最高裁決定（民集50巻1号199頁）の宗教法人法81条1項（解散命令）に関する考え方は宗教結社の自由（憲法20条、21条）を脅かすものであり、同決定を踏襲した令和7年最高裁決定の法解釈は違憲（適用違憲）

前記第1と密接に関連するのが、「オウム真理教解散命令事件」に係る平成8年1月30日最高裁決定（以下、「平成8年最高裁決定」という。）である。同決定は、

「（宗教法人）法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度も、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為（同条一項一号）や宗教団体の目的を著しく逸脱した行為（同項二号前段）があった場合、あるいは、宗教法人ないし宗教団体としての実体を欠くに至ったような場合（同項二号後段、三号から五号まで）には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにしたものであり、会社の解散命令（商法五八条）と同趣旨のものであると解される。」（中略）

「法による宗教団体の規制は、専ら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としているのであって、信者が宗教上の行為を行うことなどの信教の自由に介入しようとするものではない。」（中略）

「解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでもない。すなわち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したり

する法的効果を一切伴わないのである。」(中略)

「解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。」

と述べ、「宗教法人法 81 条 1 項が定める解散命令は信教の自由を制約するものではない」という考え方に立ち、宗教団体や信者らの宗教上の行為に何らかの支障が生じるとしても、それは間接的で事実上のものに過ぎないとした。原決定が依拠する令和 7 年最高裁決定は、平成 8 年最高裁決定を引用しており、解散命令と信教の自由の関係について、同決定の考え方をそのまま踏襲したものである。

しかし、宗教法人解散命令は、**宗教結社の自由**(憲法 20 条、21 条)に対し、直接的で究極の制約を課すものである。確かに、**結社の自由**に**法人格取得権が含まれるか否か**について、かつての通説は、団体に法人格を与えるか否かは立法政策の問題であるとして、否定的に解してきた経緯があり、平成 8 年最高裁決定は当時の通説に従ったものと考えられる。しかし、法人格がないために対外的な取引を制約された団体に十分な活動を期待できるかは疑問であり、小規模又は短期間の団体ならばともかく、団体が継続的に何らかの社会的活動をしようとするれば、運営費(会費又は寄付)の確保、活動のための施設・設備の保有および第三者との取引などの必要から、団体自体が現実活動するための物的手段や法の世界で活動するための法的手段といった活動手段である法人格をもつことが不可欠である。実際、特定非営利活動(NPO)促進法(平成 10 年)及び一般社団法人及び一般財団法人法(平成 18 年)が整備された背景には、団体の法人格取得に対する強い社会的要請があった。これらの立法事実から見ても、上記で指摘したところは社会的に裏打ちされた

ものであると言える。宗教団体の法人格取得権が宗教結社の自由及び信教の自由に含まれることは、既に米国及び欧州においては自明のものとなっているが（資料7の1、2：W・コール・ダーラム・ジュニア「宗教団体の法的地位－比較法的概観－」）、我が国の憲法学及び民法学においても、「結社の自由の一内容として団体の法人格取得権を觀念すべき」とする学説が1990年代前半から盛んに唱えられ、現在では非常に有力になっている（樋口陽一「憲法（第4版）」235頁～236頁、大石眞「憲法概論Ⅱ 基本権保障」42頁、大石眞「憲法と宗教制度」259頁～260頁、松井茂記「日本国憲法（第3版）」489頁～490頁、渋谷秀樹「憲法（第2版）」459頁、阪本昌成「憲法理論Ⅲ」149頁～150頁、井上武史「結社の自由の法理」318頁～328頁、大村敦志「『結社の自由』の民法学的再検討・序説」54頁～55頁、磯部力「NPO法の検討－市民活動団体の法人化について」ジュリスト1105号（1997年）：17頁～18頁）。中でも、宗教法人法は、宗教団体に法人格を付与する目的が、宗教団体が「礼拝の施設その他の財産を保有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため」（1条1項）である旨規定し、「憲法で保障された信教の自由」が「すべての国政において尊重されなければならない」（同条2項前段）ことを確認し、同法のいかなる規定も「宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」（同項後段）ことに注意を促している（85条も参照）。これら諸規定は、宗教法人法が「信教の自由を実質的に確保するもの」（渡部蕪「最新逐条解説宗教法人法」27頁）であることを表し、法人格取得は宗教結社の自由（憲法20条、21項）の一内容を構成するものと解するのが相当である。

以上、現在、団体の法人格取得権に関する社会一般の意識が平成8年最高裁決定当時とは明らかに異なり、同決定が依拠した過去の古い考え

方は改められるべきである。すなわち、宗教団体の法人格取得権は、宗教結社の自由（憲法20条、21条）に基づくものであり、法人格を剥奪する解散命令は、同自由に対する直接的制約であると理解すべきである。

そうであれば、宗教法人法81条1項1号の「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」の構成要件の解釈は、優越的人権を制約する場合に適用される「過度に広汎な規制の故に無効の法理」又は「漠然不明確故に無効の法理」に照らしてより一層厳密に検討されなければならない。「オウム真理教解散命令抗告事件」に係る東京高等裁判所平成7年12月19日決定（判例タイムズ894号43頁）が、同項の「法令に違反」する行為を「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」に限定したのは、「法令に違反」する行為という一見すると不明確な構成要件について、宗教法人解散命令が信教の自由という優越的人権に対する規制であることを配慮して行った合憲限定解釈であり、至極正当な法解釈であった（乙A62「小林節意見書」－法令違憲と適用違憲－：6頁）。これに対し、令和7年最高裁決定は、前記第1で指摘した通り、明らかに文理に反する解釈を曖昧な論旨をもって「文理に反しない」と説示し、規制対象を民事の不法行為一般にまで拡大したのである。同決定の解釈は、過度に広汎な規制及び漠然不明確の故に違憲無効であることは明らかである。そもそも、厳格解釈が要請される優越的人権制約の場面において、「文理に反するものではない」という後ろ向きで消極的な法解釈によって規制範囲を拡大することは、憲法上およそ許されない。

以上、平成8年最高裁決定及び令和7年最高裁決定を踏襲した原決定は、憲法20条及び21条に反する。

第3 宗教法人法81条1項1号は国際法規違反（憲法98条2項違反）

1 国連の警告を無視し続けた日本の裁判所

昭和54年（1979年）6月31日に日本政府が批准した「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約）」（以下、「国際自由権規約」という。）は、18条3項で、「宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。」と規定する。国際法上、この「法律で定める制限」は、一般人が予測可能な程度に精細に規定されたものでなければならないと解されている（乙A49の2の6頁～8頁）。したがって、法令によって一般人が予測可能な程度に精細に規定されていない「社会的相当性」や「公共の福祉」等の社会規範によって宗教の自由を制約することは許されない。現に、国際自由権規約により設置された人権委員会（国際自由権規約28条1項）は、「公共の福祉」概念によって信教の自由を制約してはならない旨、日本国に対し再三にわたり警告してきたのであった（乙A59）。

ところが、一審決定は、人権委員会からの勧告にもかかわらず、「社会的相当性」からの逸脱を理由に認定した不法行為をもって「法令違反」と認定し、「公共の福祉」概念を含む宗教法人法81条1項1号の要件の該当性までも認定したものであり、二重の意味で国際法違反を犯したのであった。これに対して国連高等弁務官事務所は、2025年10月1日にプレスリリースを発出し、本件一審決定が国際法違反であると警告する国連専門家らの意見を公表した（乙A69の1、2）。これは、一審決定が犯した国際法違反が極めて重大であり、上級審が同じ過ちを犯すことを断じて阻止しなければならないとの判断に基づくものであり、現に係属中の裁判を名指しして警告をするという極めて異例な警

告であった。

しかるに、原決定は、宗教団体又はその信者らによる献金を勧誘する行為について「社会的に相当と認められる範囲を逸脱した方法・態様等で行われるときには、違法の評価を免れない」と判示し、改めて「社会的相当性」を用いた違法性認定基準を採用し（原決定38頁21行～23行）、しかも、こうして認定した不法行為をもとに「公共の福祉」を含む解散事由を認定した。原決定は、国際法遵守の意思を欠き、国連からの再三の勧告及び警告にもかかわらず、国際法無視を貫いたのである。このままでは、日本は国際社会における信用を著しく失墜することになり、原決定を確定させてはならない。

2 原決定が行う正当化理由に対する反論

原決定は、国際法違反をあくまで正当化しようとして様々な理由を述べる（原決定171頁10行～25行）。そこで、以下反論する。

(1) 原決定は、解散命令が宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないと述べる。また、別の箇所では、「解散を命じることにより、宗教団体としての『世界平和統一家庭連合』及びその信者ら並びに抗告人の職員らの憲法上の権利を含む法的地位及び権利関係に、看過し難い影響が及ぶということとはできない」などと述べる（原決定169頁12行～）。しかし、宗教法人法は、その総則2条2項において「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。」と述べ、同法が「個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」と定め、法人のみならず個人の信教の自由が同法の保護対象に含まれることを明記している。この総則規定を受けて、同法は解散命令に至らない段

階の財産目録の提出（25条）、質問権の行使（78条の2）及び課税措置（84条）において、いずれも「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。」と定めており、国家権力の行使に対し信教の自由の観点から強い歯止めをかけている。かかる宗教法人法の定めに鑑みれば、一定の国家行為の法的効果だけで信教の自由に対する侵害の有無を判断するのは誤りである。例えば国家権力が、特定の宗教施設を損壊した場合（大本事件で現に行われた先例あり）、損壊という事実行為自体は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない。しかし、信者がその宗教施設を使えなくなるという事実上の効果は生じるのであり、こうした行為が宗教弾圧の典型であることは明らかである。これと、解散により宗教施設が使えなくなることと、事実上の効果は同じである。

現に、抗告人においては、原決定が下された令和8年3月4日の午後には清算人が各教会を訪れ、信徒による教会施設の立入りを厳しく制限した。このため、信徒らは毎週日曜日に行われている日曜礼拝、平日の夜に毎日行われていた祈祷会、その他の宗教儀式を行うことができなくなった。さらに、職員全員が清算人の指揮下に置かれ、勤務時間内における宗教活動を禁止された。この結果、説教や信仰指導を職責とする職員は、そうした宗教活動が困難となり、信徒らもこれら職員から説教を受けることができなくなったのである。

原決定は自由主義諸国に大きな衝撃を与え、国内外において、原決定に対する批判の声が、法学者、法曹人、政治家、宗教人、言論人をはじめ各界各層の有識者及び一般国民の間でメディア及びSNSを通じて急速に拡大しつつあり、日本の司法に対する信頼が回復しがたいほどに失墜しつつある（資料9の1～3）。

憲法上の信教の自由について日本の裁判所が極端に矮小化した解釈を採ろうとも、国際自由権規約が保障する「宗教又は信念を表明する自由」の解釈については、前記人権委員会に最高の権威があり、国連専門家らは、人権委員会の解釈に基づいて、宗教法人の解散も「宗教又は信念を表明する自由」に対する侵害に該当するとの立場をとっているのである。したがって、日本の裁判所が、上記人権委員会の解釈に反する独自の解釈を採り続けることは国際法上許されない。国連専門家が上記プレスリリースにおいて、日本に対して人権委員会の解釈に従うよう求めているのも、この趣旨である。

- (2) 原決定は、ある行為が宗教法人法81条1項1号所定の行為に当たるといえるためには、その行為が単に法令に違反するだけでなく、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為でなければならないことなどに照らせば、宗教法人法81条1項1号の規定が、宗教法人の解散命令の事由を定めるものとして、不明確であるとも過度に緩やかであるともいえないと判示する。しかし、国際自由権規約は「宗教又は信念を表明する自由」を制限する場合、制限事由は法律によって精細に定められなければならないと規定している。「社会的相当性」や「公共の福祉」の具体的内容が法令によって特定されていない以上、「公共の福祉」に「著しく」「明らかに」といった修飾語がついているからといって、国際自由権規約18条3項の要件を充たすものではない。そもそも、「社会的相当性」や「公共の福祉」といった概念自体が不明確である以上、修飾語により恣意的判断を防ぐことはできない。現に、従前においては、「公共の福祉を著しく侵害することが明らかに認められる」行為は、単なる刑事犯罪が認められるということだけでは要件を充足しないと考えられていた。ましてや、刑事犯罪と違い構成要件自体がそもそも存在しない社会的相当性などの社会規範に違反

したとする行為が、これに該当するなどという解釈は、「公共の福祉」概念が曖昧だから生じたとも言え、原決定の解釈は法の恣意的解釈の典型であるといえる。

- (3) 原決定は、民法709条の不法行為を構成し、かつ、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為は、国際自由権規約18条3項にいう「公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由」を侵害する行為に該当すると述べる。しかし、本来、「社会的相当性」や「公共の福祉」といった概念が法令によって精細に規定され条文上明確でなければ、「宗教又は信念を表明する自由」の制約は許されない。漠然とした概念で制約した後に、同規約が列挙する上記被保護利益の保護目的に該当するなどという事後的評価をもって正当化しても、国際自由権規約18条3項の要件を充たしたことはない。そもそも、「公共の安全」とは、社会全体の生命・身体・財産を重大な危険から守る利益のことであり、暴力行為、テロ、災害等を念頭においた概念である。「公の秩序」は、社会秩序を根本的に破壊するレベルの犯罪等を念頭に置いた概念であり、「公衆の健康」は公衆衛生のことである。「道徳」の保護は未成年の保護や人身搾取の禁止を念頭においた概念であり、「他者の基本的権利及び自由の保護」は犯罪や人権侵害からの保護を指す。即ち、これら被保護利益は、いずれも、私人間の献金勧誘行為など念頭に置いたものではなく、適用場面を全く異にする。国際自由権規約18条3項の「宗教又は信念を表明する自由」は、「国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合」においてすら制限が許されない高度の自由であって（国際自由権規約4条1項、2項）、それが例外的に許容される場合は極めて厳格に解されている。「社会的相当性」や「公共の福祉」といった内容が不明確な社会規範によって制約することが許されるはずがないのである。

(4) 原決定は、「抗告人の信者らによる不相当献金等勧誘行為等が不法行為に該当するとの本件確定判決の判断は、その行為態様に照らせば、民法709条の解釈・適用として合理的かつ明確であって、一般人にも十分に予測可能である」と述べる。しかし、これまで抗告人が主張してきたとおり、本件確定判決には、1審と2審とで結論が異なるものや、霊人の解怨を目的とした献金であっても、違法性認定基準を異にしたため結論を異にするものなど、法律の専門家ですら判断が分かれるものが複数含まれており、一般人において予測可能などというのは事実ではない。本来、条文上に明確な規定がなければ、一般人にとっての予測可能性があるとはいえない。

ちなみに、民法上の不法行為が「法令に違反」（宗教法人法81条1項1号）に該当するなどとする解釈は、一般人にとって予測可能であったどころか、従前の判例はいうまでもなく、政府においても当初否定していた解釈であり、岸田文雄元総理による一夜による解釈変更（乙A7の1、2、乙A10、乙A11）がなければ、誰も予想だにしなかった事態である。したがって、不法行為が法令違反に当たると予想し得た者は、誰一人として存在しない。

抗告人に対する過去の民事裁判に関して言えば、1994年5月に下された最初の事件において福岡地裁が「目的、方法、結果の社会的相当性の逸脱」といった違法性認定基準を採用して以来、裁判所は右へならえ式に「社会的相当性」なる基準を濫用して抗告人の信者らの行為に違法性を認定したものである。しかるに、国際社会では、「社会通念」や「社会的相当性」といった社会規範を信教の自由の上に置くこと自体が非常識と解されている。本件事件を通し、日本の裁判所がいかに信教の自由を軽視してきたかが国際社会に明らかになったと言える。

3 結論

以上の通り、宗教法人法 81 条 1 項 1 号は、我が国が批准した国際自由権規約に違反する（憲法 98 条 2 項違反）。

第4 原決定の解散命令判断は、優越的人権である信教の自由・宗教結社の自由（憲法20条、21条）の制約に適用される厳格な審査基準（LRA等）に違反する（適用違憲）

1 本件で適用される厳格な審査基準

前記第2でも指摘した通り、宗教法人に対する解散命令（宗教法人法81条1項）は、宗教結社の自由（憲法20条、21条）に対して直接かつ究極の制約を課すものであり、かつ、宗教団体のみならず信者らの宗教活動の自由等に深刻な支障をもたらす効果を有する。したがって、解散命令の判断に当たっては、優越的人権制約の場面における「**厳格な審査基準**」が適用されなければならない。すなわち、裁判所が解散命令を容認するためには、下記の規制の目的及び手段の両面による厳しい審査基準をクリアしなければならない。

① 規制目的の制限

信教の自由の規制を正当化できるのは、これに対置して守るべき「**やむにやまれぬ（重大な）公益**」（compelling public interest）がある場合のみであり、かつ、公益に対する「**明白かつ現在の危険**」（clear and present danger）がある場合に限定される。

② 規制手段の制限

許容される規制手段は、「**より制限的でない他に取り得る手段**」（less restrictive alternative）が存在しないかを検討した上で、**必要最小限の規制に限定される（「LRAの基準」）**。

上記「**厳格な審査基準**」が我が国の精神的自由として優越的人権に位置づけられる信教の自由に適用されることに関しては、**抗告人主張書面(6)「第2」**（資料2の2）で詳細に論じていることから、そちらを参照されたい。

原決定は、上記審査基準が適用されることそれ自体を否定していない

ようであるが、その適用において重大な判断の誤りを犯している（原決定158頁、160頁～170頁）。

2 やむにやまれぬ（重大な）公益

原決定（158頁）は、

原告人は、献金等勧誘行為等は原告人の信者らの間の問題であり、このような限られた部分社会に属する私人間で行われた行為はおよそ「公共」に関わるものではないこと、不相当献金等勧誘行為等によって侵害されたと主張されている利益は「私益」であることからすれば、原告人の信者らの不相当献金等勧誘行為等が「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に当たるとするのは粗雑な論理であると主張する。

しかしながら、原告人の信者らの不相当献金等勧誘行為等によって侵害された対象者の利益は、対象者が原告人の内部においてのみ有する利益ではなく、対象者が社会生活において有する財産上の利益であり、精神的苦痛を受けることなく平穩に生活する利益である。そして、個々の侵害された利益自体は「私益」であるとしても、上記アで説示したとおり原告人の信者らによる組織的かつ悪質な不相当献金等勧誘行為等により、多人数の対象者に極めて多額に上る財産上の損害及び多大な精神的苦痛が発生したことや、これらの損害の発生は、対象者のみならず、その家族・親族にも影響を及ぼし得るものであることに鑑みれば、一般市民が財産上の利益を侵害されることがなく平穩に生活することのできる社会秩序を維持するという公共の利益が損なわれたものとみるべきであって、原告人の信者らによる不相当献金等勧誘行為等は、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に当たるといふべきである。

として、不相当献金等勧誘行為等による献金等により「公共の利益」が

損なわれたとする。

しかしながら、**私益**は、**公益**と本来的に性格が異なり、その数や量をもってして公益にはなり得ない（乙C68「小林節意見書」2頁：「刑事上の保護法益の侵害は当事者間でけりをつけてはいけない『公益』であるのに対して、民事上で争われる法益は、いわば契約自由の内にあり、当事者間で妥協してでも処分が可能である。」）。また、家族や親族にも影響を及ぼし得るというが、家族等の所有財産を献金に充てたという事例は全体の極一部に過ぎない。抗告人を相手方とする訴訟等の本質は、信仰を失った信者がかつて自身が行った献金が惜しくなって抗告人に返金を求めるというものであって、それは、**特定の宗教団体という部分社会内部における私益を巡る紛争**であり、一般市民や公益とは関係がない。しかも、抗告人はこれら献金トラブルに係る紛争の解決に努めてきてほとんどが解決済みである。

以上、本件においては、**やむにやまれぬ（重大な）公益**は存在しない。

3 明白かつ現在の危険

(1) 「明白かつ現在の危険」の不存在

原決定（165頁～166頁）は、

抗告人は、民事訴訟の判決において命じられた損害賠償債務を全て履行してきたこと、訴訟上の和解や訴訟外の示談の和解金等は全て支払済みであることからすれば、抗告人の解散を命ずる必要性及び緊急性は存在しない旨の主張をする。しかしながら、上述したとおり、抗告人の解散を命ずる必要性があるといえるのは、既に発生した被害の回復を図るためではなく、抗告人の信者らが今後再び不相当献金勧誘行為を行うことを防止するためである。そして、抗告人が「補償」と称する被害回復のための対応を行っていることを考慮しても、抗告人が、今後、再び、献金収入の予

算額を引き上げ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあると認められることについては、上記第4の4(3)ウで説示したとおりであり、その場合、信者らが不相当献金勧誘行為を行う可能性が高いことは、上記第4の4(3)エで説示したとおりである。よって、抗告人の上記主張は、採用することができない。

という。

解散命令が宗教法人に対して究極的な人権制約効果を及ぼすものである以上、憲法上これを許容するためには、**明白かつ現在の危険**が存在することが不可欠である（『泉佐野市民会館事件』最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁「明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」）。上記引用箇所下線部からすると、一応、原決定も同様の考え方を採用しているようである。

しかしながら、原決定がいう「抗告人が、今後、再び、献金収入の予算額を引き上げ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあると認められること」（原決定第4の4(3)ウ）、「その場合、信者らが不相当献金勧誘行為を行う可能性が高いこと」（原決定第4の4(3)エ）など、**全てが事実及び証拠に反する推測である**。原決定は、最近の不法行為事案を具体的に特定し認定できないにもかかわらず（「これらの事案については、平成22年以降に不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、抗告人に使用者責任が成立すると確実に認定することはできないものの、その可能性を否定することもできない。」原決定113頁、115頁、116頁、117頁、118頁等）、抗告人がコンプライアンス宣言後に行った対策等につき

否定的評価を行い、原告人の教義まで持ち出しながら原告人の体質を論じ、予算減額措置が不十分であることなどを理由に、具体的行為事実の特定もなしに、「原告人の信者らが、コンプライアンス宣言後も本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行っていた」と一気に飛躍した断定的認定を行っている（139頁～140頁、153頁～154頁）。しかるに、本件解散命令申立時から6年間遡る比較的近年の具体的な不法行為該当事実を認定できるものは1件も存在せず（詳細は資料1の1「許可原告申立理由書」、資料3の1及び2「報告書」参照）、継続して行われてきたとされる不法行為を構成する具体的行為事実を裏付ける証拠などない。勿論、近い将来にそれが行われる差し迫った危険を具体的に予見し得る事実も証拠もない（後記(2)で詳論）。

原決定（165頁）は、「原告人の解散を命ずる必要性があるといえるのは、既に発生した被害の回復を図るためではなく、原告人の信者らが今後再び不相当献金勧誘行為を行うことを防止するためである。」と言い切っており、そうであれば、なおのこと、明白かつ現在の危険の存在を事実と証拠をもって具体的に指摘すべきである。

本件が**明白かつ現在の危険**の要件を充足していないことは明らかである。

ちなみに、原決定を批判する意見書を書かれた小林節名誉教授は、原告人を取り巻く環境と今日に至る経緯を俯瞰し、本件では**明白かつ現在の危険**が存在しないことを指摘しているが（資料4「小林節意見書」1(1)(2)：2頁～3頁）、至極尤もな見解である。

(2) 原決定の教義解釈に基づく推論は違憲

原決定（165頁～166頁）は、「原告人が、今後、再び、献金収入の予算額を引き上げ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱

しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあると認められることについては、上記第4の4(3)ウで説示したとおりであり、その場合、信者らが不相当献金勧誘行為を行う可能性が高いことは、上記第4の4(3)エで説示したとおりである。」として、今後も抗告人が信者らに対して数値目標を定め、信者らが不相当献金等勧誘行為を行う可能性が高いという。しかし、原決定がこの結論に至るまでの推論の過程には重大な欠陥がある。

原決定は、上記認定の前提として、「第1の3「万物復帰」等の抗告人の教義及び文鮮明や抗告人の幹部の発言」(15頁～19頁)において、「万物復帰」、「エバ国家」又は「母の国」、「文鮮明や抗告人の幹部の発言」という項目を設け、万物復帰の教義、エバ国家、文鮮明教祖の説教等の一部を切り出して引用している。原決定は、上記引用をもって、あたかも、抗告人の万物復帰の教義に基づき、「抗告人の信者は、日本は「エバ国家」、韓国は「アダム国家」であり、「エバ国家」である日本には、伝道活動と経済活動に全力を尽くす使命があると教えられていた。」(16頁)と認定している。しかし、特定の宗教の教義や教祖の宗教的メッセージの意味及びその全体像を知らない裁判所が、それら一部分を恣意的に切り取り、宗教の本質である信仰に直接関わる教義や宗教指導者のメッセージの意味につき、世俗的に解釈・判断することは許されない(『板まんだら事件』最判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁)。抗告人は、相手方が主張する万物復帰等の教義や教祖のメッセージの解釈に対し、反論・反証を行っていたのであり(一審主張書面(1)52頁～53頁、抗告人主張書面(8)14頁～15頁、乙I97、乙I105)、なおさら、裁判所が教義に踏み込んで一方的な解釈・認定を行うことは許されない(資料5の1「憲法意見書」

10頁～12頁)。

原決定は、**コンプライアンス後の和解・示談案件**について、もともと「これらの事案については、平成22年以降に不相当献金等勧誘行為等が行われ、かつ、抗告人に使用者責任が成立すると確実に認定することはできないものの、その可能性を否定することもできない。」

(113頁、115頁、116頁、117頁、118頁)と自信なげに言っていたにもかかわらず、「**第4 認定事実②を踏まえた検討**」に入ると、抗告人がコンプライアンス宣言後に行った対策等につき否定的評価を行い、上記**違憲・違法な教義解釈**まで持ち出しながら、予算減額措置が不十分であることなどを理由に、「抗告人の信者らは、コンプライアンス宣言後も、少なくとも本件銃撃事件が発生するまでの間、抗告人によって定められた献金収入の数値目標を達成するため、以下の(ア)や(イ)に該当し、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる献金を勧誘する行為(以下「不相当献金勧誘行為」という。不相当献金勧誘行為は、概念上、不相当献金等勧誘行為等に含まれるものである。)を継続して行っていたものと認めるのが相当であり、この不相当献金等勧誘行為は、不法行為に該当するというべきである」(139頁～140頁)、「抗告人の信者らは、コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、抗告人によって定められた数値目標を達成するため、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行った」(153頁、原決定第4の5(2))、「抗告人の信者らは、・・・③コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行っていたこと(上記第4の5(2))が認められる。」(154頁)などと、いつの間にか**断定的認定**へと飛躍させた(資料1の1「許可抗告申立理由書」参照)。

さらに、原決定は、上記違憲・違法な教義解釈を前提として、「抗告人が、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金や物品の購入の勧誘を行うよう求めた目的の一つは、韓国家庭連合の資金を含む文鮮明（その死後は韓鶴子）の活動資金を獲得し、その減少を防ぐことであったこと（上記第2の5(1)、上記第4の3(2))を考慮すれば、抗告人の幹部をめぐる上記事情は、今後、韓鶴子又はその後継者からの活動資金の拠出の要求が強くなれば、抗告人が、これを拒絶することができず、再び、献金収入の予算額を引き上げ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあることを基礎づける事情であるといわざるを得ない。」（「第4の4(3)ウ(イ)」151頁～152頁）、「抗告人は、本件銃撃事件後、献金収入の予算額を減額する措置を執ってはいるものの、数値目標緩和措置として実効性のある措置といえるのかどうかは明らかではないのみならず、今後、再び、献金収入の予算額を引き上げ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあると認められる。その場合、抗告人が本件銃撃事件後に執った抗告人の信者らが「過度な献金」を勧誘しないようにするための措置は、それだけでは実効性のある措置と評価することは困難であり、不相当献金等勧誘行為等防止措置としては不十分であることから、抗告人の信者らは、抗告人によって定められた数値目標を達成するため、不相当献金勧誘行為を行う可能性が高い。」（「第4の4(3)エ」152頁）として、将来の危険の存在についてまでその推論を進めた（上記推論が客観的証拠と事実とに反し、論理則・経験則に反するものであることについて

は、資料1の2「許可抗告申立理由書（追加）」を参照）。

このように、原決定は、違憲・違法な教義解釈を起点として、客観的に認定可能な不法行為を構成する具体的行為事実（少なくとも解散命令申立時から直近6年間）が存在せず、将来発生する事態を具体的に予見させる事実も証拠もないのに、主観的な推論を重ねることで、「おそれ」「可能性」などの推測表現を駆使し「将来の危険」を強引に認定したのである。

しかし、かかる実体のない推論の積み重ねが**明白かつ現在の危険**に当たるはずがない。前掲『泉佐野市民会館事件』判例は、「単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、**明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解するのが相当である。**」「右事由の存在を肯認することができるのは、そのような事態の発生が許可権者の主観により予測されるだけでなく、**客観的な事実**に照らして具体的に明らかに予測される場合でなければならない」と判示しており、本件が上記要件におよそ該当しないことは明らかである。

よって、原決定の判断は、**明白かつ現在の危険の法理**に反し、違憲である。

4 LRAの基準

原決定（164頁～165頁）は、

抗告人は、仮に抗告人の信者らが違法な献金の勧誘をしているというのであれば、解散命令より制限的でない手段（LRA）である不当寄附勧誘防止法に基づく措置を執るべきであるところ、こうした措置は執られていないと主張する。不当寄附勧誘防止法6条、7条2項～4項及び16条は、法人が同法3条（寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務）の規定を遵守していないため、当該法人から寄

附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合や、法人が不特定又は多数の個人に対して同法4条（寄附の勧誘に関する禁止行為）又は5条（借入れ等による資金調達の要求の禁止）の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、一定の要件の下、内閣総理大臣が当該法人に対して勧告等を行うことができる旨を定めており、当該法人が勧告等に従わなかった場合については、公表や刑事罰による制裁に関する規定を定めている。しかしながら、上記アの説示に鑑みれば、抗告人が、不当寄附勧誘防止法に基づく勧告等や制裁を受けたとしても、信者らによる不相当献金等勧誘行為等の根本的な原因が抗告人にあることを認めて、抜本的・恒久的措置として実効性のある不相当献金等勧誘行為等防止措置や数値目標緩和措置を執るとは考え難い。よって、不当寄附勧誘防止法に基づく勧告等や制裁の措置は、抗告人の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段とはなり得ないというべきである。抗告人の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段は、抗告人の解散命令以外には見当たらない。

と言うが、**LRAの基準**に照らし明らかに不当な判断である。

原決定は、上記3の通り、推論により「**抗告人の信者らが、コンプライアンス宣言後も本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行っていた**」と断じておきながら、実際には、最近6年以内（解散命令申立時から起算）にあったと認定できる具体的な不法行為該当事実を1件も挙げるができない（原決定113頁～118頁、資料3の1、2参照）。抗告人の信徒らがコンプライアンス宣言後も本件銃撃事件に至るまで不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行っていて、将来も信者らが不相当献金勧誘行為を行う

可能性が高いというのであれば、**不当寄附勧誘防止法施行から3年以上が経過した現在まで抗告人の信徒らの関わる違反事例が皆無であるという現実**は、原決定の認定と明らかに矛盾する。そもそも、同法違反の事実がない以上、抗告人に対して同法に基づく規制措置を講じることはできない。ところが、驚くことに、原決定は、「抗告人が、不当寄附勧誘防止法に基づく勧告等や制裁を受けたとしても、信者らによる不相当献金等勧誘行為等の根本的な原因が抗告人にあることを認めて、抜本的・恒久的措置として実効性のある不相当献金等勧誘行為等防止措置や数値目標緩和措置を執るとは考え難い。」と言うのである。**現実**に抗告人に対して同法による措置が未だ講じられておらず、かつ、将来において講じられる蓋然性を示す事実も証拠もないのに、原決定は、どこまでも仮定と推測をもって断定するのである。その上で、原決定は、「よって、不当寄附勧誘防止法に基づく勧告等や制裁の措置は、抗告人の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段とはなり得ないというべきである。」と断ずるが、このような**事実と証拠に基づかない仮定と推測による空想的判断**は、(解散命令以外には)「より制限的でない他に取り得る手段」が存在しない最小限の規制の選択という基準に適合しない。より制限的でない他の手段であるはずの不当寄附勧誘防止法に基づく規制措置を講じ得る同法違反事実が存在しない状況下において、裁判所が仮定と推測でもって隠れた不法行為事実・同法違反事実があり、将来も発生するに違いないと想定し、宗教法人への死刑宣告である究極処分が必要やむを得ない選択であると断ずるなど、通常**の憲法感覚**からみて、到底考えられない暴論であるといわざるを得ない(同旨、資料4「小林節意見書」2項：3頁～4頁)。

ちなみに、原決定(165頁)は、「抗告人の解散を命ずることは、信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段とな

り得ること（上記ア）、③抗告人の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段は、抗告人の解散命令以外に見当たらないこと（上記イ）からすれば、抗告人の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するため、抗告人の解散を命ずる必要性があるというべきである。」と述べ、防止手段としての解散命令の実効性と必要性を強調する。しかし、原決定が指摘する抗告人の体質が仮に真実であれば、たとえ抗告人の解散を命じたとしても、任意の宗教団体として引き続き信者らから無理な献金を募ることが想定され、抑止・予防効果はないはずであり、**解散命令と不相当献金等勧誘行為の防止との間に因果関係がない**ということになる。むしろ、宗教法人法 8 1 条 1 項 1 号の法令違反行為に該当することが明らかな不当寄附勧誘防止法に基づく刑事処分の方が、法令を遵守することで法人格を維持し続けたいと考えている抗告人に対しては、遙かに抑止・予防効果を持つことは明らかである。

以上の通り、原決定の判断は、**L R A の基準**に照らし、著しく不当であり、違憲である。

5 利益衡量論

(1) 利益衡量論の採用

原決定は、「宗教法人法 8 1 条 1 項 1 号に基づき、宗教法人の解散を命ずるためには、解散命令が、当該宗教法人に係る法人格を付与された宗教団体及びその信者ら並びに当該宗教法人の職員らの憲法上の権利を含む法的地位や権利関係に及ぼす影響を考慮してもなお、当該宗教法人の行為に対処するため、当該宗教法人の解散を命ずることが、必要でやむを得ないといえることを要すると解すべきである。」（162頁）と述べ、我が国判例の伝統的判断手法である**利益衡量論**に従い、判断を行っている（特に166頁～170頁）。平成8年最高裁決定を担当した近藤崇晴調査官は、

そこで、信教の自由の限界の判断基準をどこに求めるかが問題となる。表現の自由（憲法21条）を制限することの可否については、昭和50年代以降の最高裁大法廷判決においては、いわゆる**利益衡量論**が中心的な判断基準になっている。利益衡量論によれば、対立する利益を比較較量した上、その制限が必要で合理的なものであるかどうかを判断することになる。表現の自由についてだけでなく、信教の自由の制限についても、基本的には同様の判断基準が妥当するであろう。また、憲法の保障する精神的自由に対する規制はより制限的でない他の選び得る手段が利用できないときに限って許されるとするいわゆる「LRAの原則」（『より制限的でない他の選び得る手段』）を意識しているものと思われる判例もある。

（中略）

本決定が結論を導くのに考慮した右の要素を見れば、当該法的規制によって達成しようとする目的の必要性・合理性と当該法的規制によって宗教上の行為に生ずる支障の程度との比較較量、より制限的でない他に選び得る手段の有無（LRAの原則）、規制手続の適正の確保等が、憲法適合性の判断基準として念頭に置かれていることは明らかであろう。

と解説しているところ（最高裁判所判例解説民事篇平成8年度（上）81頁～82頁）、原決定はLRA等に留まらず、伝統的な**利益衡量論**に則って判断を行ったものであると思料される。

(2) 利益衡量論に基づく原決定の判断の不当性

ア 抗告人が抗告審で行った主張

原決定（166頁～167頁）は、

抗告人は、①解散命令が出れば、抗告人の信者が、礼拝・集会

の施設を奪われ、説教者も解雇されていなくなり、団体を結成して組織として宗教活動を行うことができなくなるから、抗告人自身及びその信者らの宗教結社の自由（憲法20条1項）が直接制約されることになる、②本件銃撃事件後に偏向報道がされ、相手方から解散命令の請求がされたことを受け、抗告人の信者に対する犯罪行為、社会的差別・疎外及び迫害が頻発し、深刻な人権侵害が発生しており、二世信者の自殺者まで出ている状況にあるところ、解散命令が出れば、社会的波及効果として、社会的差別・疎外及び迫害が激化し、極めて深刻な人権侵害が生じることは必定である、③国際結婚により日本に在住する外国人信者及びその家族は1万人を超えるところ、外国人信者にとって、抗告人の教会施設は、日本国内で生きていく上で欠かせない社会的コミュニティの場であり、解散命令によって外国人信者及びその家族が日本国内の居場所を失うことになれば、家庭離散・家庭崩壊などの甚大な被害を生じ、国際問題を引き起こしかねない、④抗告人の教義に基づき結ばれた夫婦から生まれた二世信者らは、その出自・アイデンティティが信仰と密接にかかわることから、解散命令により、自己の存在意義と価値そのものを否定されたに等しい精神的苦痛を被ることになるとして、抗告人の解散を命ずることは、憲法11条（基本的人権の享有）、13条（幸福追求権）、14条1項（法の下での平等）、20条1項（信教の自由）、22条1項（居住、移転及び職業選択の自由）に違反する旨を主張する。また、抗告人は、⑤令和6年9月30日現在、1933名の職員とその扶養家族2441名を抱えているところ（乙013〔別紙1〕）、解散命令の直接的な法律効果として、抗告人の全職員が解散命令後の

清算終了時までには必ず解雇され、職員及び家族の生存権（憲法 25 条 1 項）や扶養子弟の教育を受ける権利（憲法 26 条 1 項）が脅かされることになるから、抗告人の解散を命ずることは、憲法 25 条 1 項、26 条 1 項に違反するとも主張する。そして、二世信者であり抗告人の職員でもある証人●●●●及び日本在住の外国人信者である証人●●●●は、当審の証人尋問において、上記①～⑤と同旨の証言をする。また、抗告人は、上記①～⑤に沿う証拠として、信者や職員その他の関係者の陳述書等（乙 E 号証、乙 J 号証、乙 K 号証、乙 N 号証、乙 O 号証。証人●●●●の陳述書〔K 2 4、乙 O 4 4 6〕及び証人●●●●の陳述書等〔乙 E 2 0 5、2 0 5 の 2〕を含む。）を提出する。

旨抗告人の主張を要約した上で、次のイ及びウの通り述べてことごとく退けた。

イ 解散命令が宗教団体としての「世界平和統一家庭連合」及びその信者らの法的地位及び権利関係に及ぼす影響

原決定（167 頁～168 頁）は、

抗告人の解散命令が確定したときは、その清算手続が行われ、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続することに何らかの支障を生ずることがあり得ることが認められる。しかし、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。また、解散命令によって抗告人が解散しても、①抗告人の幹部や信者らが、法人格を有しない宗教団体として「世界平和統一家庭連合」を存続させ、あるいは、新たに宗教団体を結成することが妨げられるわけではなく、組織と

して宗教活動を行うことができなくなるわけではないし、②抗
告人の外国人信者ら及びその家族が日本国外への移住や職業の
変更を強いられるわけでもなく、③抗告人の信者らの存在意義
や価値そのものが否定されるわけでもない。そもそも、抗告人
の信者らにより不相当献金等勧誘行為等が行われてきた根本的
な原因は、抗告人の会長を初めとする幹部が、文鮮明（その死
後は後継者の韓鶴子）の方針を踏まえ、信者らに対し、社会通
念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成で
きないような数値目標を定めて献金や物品の購入の勧誘を行う
よう求めたことにあるのであり、抗告人の信者らが、抗告人の
解散命令によって、社会的差別・疎外や迫害を受けるいわれは
ない（そもそも、いかなる理由があろうとも、抗告人の信者ら
に対する社会的差別・疎外や迫害が許されるものでないことは
いうまでもない。）。

という。

まず、「その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものである
にとどまる。」として、信者らが被る宗教活動上の支障をあっさり
切り捨てているが、それでは、「宗教法人に関する法的規制が、信者
の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに
何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障す
る精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲
法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味し
なければならない。」（161頁）という前置きは、全くの欺瞞だっ
たということになる（資料4「小林節意見書」3項：4頁～5頁）。

次に、「②抗告人の外国人信者ら及びその家族が日本国外への移住
や職業の変更を強いられるわけでもなく、③抗告人の信者らの存在

意義や価値そのものが否定されるわけでもない。」と言うが、原告人は、それらのことが信者らに法的に強いられたり、否定されたりするかどうかを問題にしているのではない。解散命令の結果、現実の問題として信者らに生じる不利益及び精神的打撃を問題にしているのである。解散命令が及ぼす信者らの人権に対する事実上の侵害・悪影響こそが解散命令の必要性と対置して考慮されるべき利益であると言っているのである。

さらに、「原告人の信者らが、原告人の解散命令によって、社会的差別・疎外や迫害を受けるいわれはない（そもそも、いかなる理由があろうとも、原告人の信者らに対する社会的差別・疎外や迫害が許されるものでないことはいうまでもない。）」というが、このような建前論など何の意味もない。本件銃撃事件後の原告人及びその信者らを取り巻く厳しい社会環境の中、原告人に対する解散命令により反社会的団体との公のレッテルを貼られれば、原告人の信者らがこれまで以上の厳しい社会的差別・疎外や迫害を受けることは容易に想像し得る現実である。かかる現実を直視しない態度では、利益衡量を語る資格はない。

ウ 解散命令が原告人の職員らの法的地位及び権利関係に及ぼす影響
原決定（168頁～169頁）は、

確かに、上記（1）イで述べたとおり、解散命令により宗教法人が解散し、その清算終了等により法人格が消滅した場合には、その時点まで存続していた宗教法人の職員と当該宗教法人との間の雇用契約は終了するものと解される。しかしながら、原告人は、法人格を失ったとしても、その実体がある限り、法人格を有しない宗教団体としては存続し得るのであるから、職員と原告人との間の雇用契約は、法的には終了することになるもの

の、職員と当該宗教団体との間の雇用契約として存続する可能性がある。また、仮に、職員と当該宗教団体との間の雇用契約が成立しなかったとしても、当該職員は、雇用保険や生活保護等の社会保障給付を受け得るのであるから、直ちに、当該職員やその家族の生存権（憲法25条1項）や扶養子弟の教育を受ける権利（憲法26条1項）が侵害されるということにはならない。

という。

しかし、「抗告人は、法人格を失ったとしても、その実体がある限り、法人格を有しない宗教団体としては存続し得るのであるから、職員と抗告人との間の雇用契約は、法的には終了することになるものの、職員と当該宗教団体との間の雇用契約として存続する可能性はある。」という指摘は、実に非常識である。解散命令により全財産を奪われた抗告人が、任意団体として、解雇された職員全員を新たに雇用し抱えることなどできるはずもない。給料を支払う原資が全くないからである。仮に信徒らの努力と貢献により任意団体として生計を立てる目処が立ったとしても、解雇された大半の職員をとて抱え切れるものではないことは、火を見るより明らかである。

また、「仮に、職員と当該宗教団体との間の雇用契約が成立しなかったとしても、当該職員は、雇用保険や生活保護等の社会保障給付を受け得るのであるから、直ちに、当該職員やその家族の生存権（憲法25条1項）や扶養子弟の教育を受ける権利（憲法26条1項）が侵害されるということにはならない。」との指摘は、大勢の職員から職を奪うことに対する配慮も躊躇も感じさせない、冷淡な言い草である。信仰を中心として誇りを持って携わってきた職を国から奪われ、再就職もままならず、生活保護受給者に身をやつすことが、

自尊心を酷く傷つけるものであることに思いを致すべきである。また、職員らは偏見故に既に賃貸住宅の確保に困難を来している現状があり、いよいよ住むところを追われて住所がなくなれば、生活保護も受けられないのが現実である（亀岡証人調書11頁～20頁）。

エ 利益衡量の不均衡

原決定（165頁）は、

①抗告人が、今後、再び、献金収入の予算額を引き上げ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあると認められ、その場合、信者らは不相当献金勧誘行為を行う可能性が高いこと（上記ア）、②抗告人が、今後、不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある対策を自発的に執ることは期待し難く、抗告人の解散を命ずることは、信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段となり得ること（上記ア）③抗告人の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段は、抗告人の解散命令以外に見当たらないこと（上記イ）からすれば、抗告人の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するため、抗告人の解散を命ずる必要性があるというべきである。

と述べ、利益衡量論の一方の守るべき利益は、将来、抗告人の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止することであるという。しかしながら、**上記3**で述べた通り、防止すべき抗告人の信者らによる不相当献金勧誘行為が行われる**明白かつ現在の危険**など存在しない。そうであれば、そもそも利益衡量における一方の（守るべき）利益がないということになる。

以上、判例が伝統的に採用してきた**利益衡量論**に照らしても、原

決定の判断は著しく不当であり、違憲である。

6 結論

以上の通り、原決定は、優越的人権である信教の自由（憲法20条、21条）の制約に適用される「厳格な審査基準」に反する著しく不当な判断を行い、抗告人に対する解散を命じたものであり違憲である。

第5 非訟事件手続は公開裁判原則（憲法82条、32条）に違反（法令違憲）

1 原決定の論理

原決定（176頁～178頁）は、公開裁判原則（憲法32条、82条）違反の抗告人の主張を下記のように述べて退けた。

憲法82条は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定しているが、この規定にいう裁判とは、現行法が裁判所の権限に属せしめている一切の事件につき裁判所が裁判という形式をもってするすべての判断作用ないし法律行為を意味するものではなく、そのうち固有の司法権の作用に属するもの、すなわち、裁判所が当事者の意思いかんにかかわらず終局的に事実を確定し当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判のみを指すものと解すべきである（最高裁昭和26年（ク）第109号同35年7月6日大法廷決定・民集14巻9号1657頁、昭和36年（ク）第419号同40年6月30日大法廷決定・民集19巻4号1089頁、昭和37年（ク）第243号同40年6月30日大法廷決定・民集19巻4号1114頁、昭和39年（ク）第114号同41年3月2日大法廷決定・民集20巻3号360頁、昭和41年（ク）第402号同45年6月24日大法廷決定・民集24巻6号610頁等参照）

上記第5の2(1)アで説示したとおり、宗教法人法81条1項は、宗教法人に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となる一定の事由がある場合、公益的見地から、その法人格を失わせるため、裁判所に当該宗教法人の解散を命ずる権限を与えたものと解される。同項は、裁判所が、「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により」宗教法人の解散を命ずることがで

きる旨を定めるが、上記のような解散命令の制度の趣旨・目的に照らせば、これは、同項に定める者が、裁判所に対し、宗教法人の解散を命ずる権限の行使を請求できる旨を定めたものと解すべきであって、同項に定める者に対し、宗教法人に対して解散するよう求めることができる実体的な権利を与えたものとは解されない。

そうすると、宗教法人の解散命令は、裁判所が、相対立する当事者の間において、当事者の意思いかんにかかわらず、終局的に事実を確定し、当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判とはいえない。

原決定が、「同項（代理人注：宗教法人法 81 条 1 項）に定める者が、裁判所に対し、宗教法人の解散を命ずる権限の行使を請求できる旨を定めたものと解すべきであって、同項に定める者に対し、宗教法人に対して解散するよう求めることができる実体的な権利を与えたものとは解されない。」と言うのは、所轄庁等はいくまでも裁判所の権限発動を促すことができるだけであって、所管庁等に「宗教法人に対して解散するよう求めることができる実体的な権利を与えたもの」ではないということのようである。そして、この前提理解からすれば、宗教法人解散命令申立事件は、所管庁等の申立人と宗教法人との間の紛争ではなく、「当事者の意思いかんにかかわらず、終局的に事実を確定し、当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判」ではないと考えているようである。しかし、上記は当代理人において善解に善解を重ねた上での一応の理解である。これに対し、原決定文を読んだ小林節慶応大学名誉教授は、「国語的に理解できる日本人がいるとは思えない。」として頭をかしげている（資料 4 「小林節意見書」 4(1)：5 頁）。

2 原決定の論理の誤り

(1) 総説

宗教法人解散命令申立事件は、国が宗教法人に対して解散という不利益処分を命じることが許容されるか否かという「法律関係の存否」に関する国と宗教法人との間の争訟である。解散を命じる主体は「国」なのであって、それが行政庁であるか裁判所であるかは関係がない。後記の通り、宗教法人解散命令は地方裁判所が行政処分を肩代わりするものである。

次に、原決定が言う「宗教法人に対して解散するよう求めることができる実体的な権利」の法的意味が不明である。「同項（代理人注：宗教法人法 8 1 条 1 項）に定める者が、裁判所に対し、宗教法人の解散を命ずる権限の行使を請求できる」ということは、「同項に定める者に対し、宗教法人に対して解散するよう求めることができる実体的な権利を与えた」ことに外ならない。宗教法人解散命令申立事件においては、所管庁等は申立人として、解散を求めて主張・立証を行い、これに対して宗教法人は反論・反証を行い、申立人と宗教法人との間で先鋭な争訟が繰り広げられるのが同事件裁判の実際であり、法律上、所管庁等に「宗教法人に対して解散するよう裁判所に求めることができる権利」が与えられているとしか考えようがない。所管庁は、そのような権利があるからこそ、裁判では一方当事者として主張・立証を行うのである。これを「解散するよう求めることができる実体的権利」と言おうが、「裁判所の職権を促す権利」と言おうが、そこに法的な相違はない。

(2) 法が宗教法人解散命令の処分権限を裁判所に与えた趣旨

そもそも、解散命令は、宗教法人に対する死刑に相当する極めて重い処分であり、国家と宗教法人の間の先鋭な対立的紛争であって、かかる重大な処分の決定判断が「国家による後見的民事監督作用」（昭

和40年6月30日最高裁大法廷決定、同昭和41年3月2日最高裁大法廷決定)であるはずがない。原決定は、「宗教法人法81条1項は、宗教法人に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となる一定の事由がある場合、公益的見地から、その法人格を失わせるため、裁判所に当該宗教法人の解散を命ずる権限を与えた」というが、この趣旨が過去の判例がいう「国家による後見的民事監督作用」と同義なのか否か不明である。しかし、宗教法人法81条1項及び7項が解散命令処分の権限を裁判所に委ねてこれを非訟事件手続に付した趣旨は、信教の自由保障の見地から、行政上の裁量によって宗教法人に対して解散命令がなされることのないようにするため、裁判所に解散命令の権限を委ねたことにある(渡部蕪「最新逐条解説宗教法人法」385頁)。要するに、信教の自由保障の重要性に鑑み、行政庁ではなく公正中立な立場にあるはずの裁判所に処分権限を委ねることで、より慎重・公正な判断がされることを法は期待したのである。現行法上、行政庁に団体解散命令権を与えた立法例として、森林組合法104条、農住組合法84条、水産業協同組合法124条の2、土地改良法135条など多数存在するように、立法政策として、宗教法人解散の処分権限を行政庁に委ねることもできたのである。法は、敢えて裁判所に宗教法人解散命令の処分権限を委ねることで、特に信教の自由に対する保障を厚くしようと企図したのであり、これは、決して、「宗教法人解散命令事件はその性質上『純然たる訴訟事件』・『法律上の争訟』ではない」という前提に立った立法措置ではない。信教の自由保障を厚くするという上記立法趣旨を尊重すれば、地方裁判所が行政庁に代わり非訟事件手続により解散命令を出すこと自体は、過料事件と同様、合憲とする余地があろう(抗告人主張書面(6)9頁「イ」)。問題なのは、これに対する不服申立手続である。仮に、

立法政策として、宗教法人に対する解散命令処分権限が行政庁に与えられていたとすれば、同処分を受けた宗教法人は処分取消訴訟を提起して公開・対審・判決による裁判を受けられたはずである。解散命令事件が本来的に「純然たる訴訟事件」・「法律上の争訟」である以上、地方裁判所が行政庁を肩代わりして出した解散命令決定に対する不服申立ての裁判手続は、公開・対審・判決によらなければならないと考えるのが、憲法上の論理的帰結である（笹田栄司「平成7年度重要判例解説 憲法5 宗教法人の解散命令と信教の自由—宗教法人オウム真理教解散命令事件」15頁）。法が、信教の自由保障の重要性に鑑み、解散命令の処分権限を行政庁ではなく裁判所に委ねたことが却って仇となり、指定された手続上の枠組みが障害となって憲法32条・82条の保障から強制排除され、結果、信教の自由に対する人権保障が蔑ろにされるのであれば、甚だしい矛盾・背理であるといわざるを得ない。これは、明らかな立法上の瑕疵・手落ちである。立法の目的に合理性が認められても、具体的立法措置に憲法に違反する瑕疵・手落ちがあれば、合憲限定解釈ができない限り、当該法律は法令違憲となる。

(3) 憲法から見た宗教法人解散命令事件の性質

旧憲法下で『大逆事件』をはじめ秘密裁判による不公正が多く行われた歴史の教訓に鑑み、公開裁判原則の形骸化を防ぐ趣旨（野中俊彦ほか「憲法Ⅱ（第四版）」254頁）で非公開裁判を禁じた憲法82条2項但書の「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件」とは、「その保障、特に国家権力による干渉侵害が問題となっている事件の意である」と解されている（兼子一ほか「裁判法（第四版）」289頁）。憲法20条が保障する信教の自由、特に宗教結社の自由（前記第2参照）が問題となっている宗教法人解散命令事件が正にこれに該当する事件であることは誰の目にも明らかである。「小

林節意見書」(乙 A 62 : 10 頁～11 頁)は、本件解散命令申立事件に関連して次のように言っている。

今回の宗教法人解散命令の決定過程は、その本質において「後見」などというものではない。つまり、各自の良心に従い、犯罪も行わずに信仰生活を続けてきた旧統一教会の会員にとっては、自分たちの人生の基盤そのものである教会が、今回、国家により「取り潰される」に等しい状況に追い込まれている。その結果、解散になれば、信徒たちは、社会的なレッテルを貼られ、教会の財産(礼拝堂や活動資金等)は国家が任命した清算人の管理下に入ることになる。つまり、信者たちの生活の土台が国家の管理下で解体される手続きが今、進行しているのである。

この関係は、非訟事件手続の本質である国家による「後見的監督」などではない。まさに、教会と信者にとっては、己の良心の故に国家から「疑われ」「追いつめられ」「生き方の変更までを強いられている」わけで、この状況は、「国家からいわば『襲われた』国民による国家を相手にした人権闘争」そのもので、法的紛争(典型的な『法律上の争訟』つまり「訴訟」)である。だから、これは「非訟事件」などではない。

(4) 「純然たる訴訟事件」の定義から見た宗教法人解散命令事件の構図

判例が言う「当事者の意思いかんにかかわらず、終局的に事実を確定し、当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判」の定義から見るに、宗教法人解散命令申立事件の不服申立審(抗告審、特別抗告審)の当事者は、国と宗教法人である。地方裁判所が行政庁に肩代わりして出した一審の解散命令決定は、国が下した処分に外ならず、その不服申立審では、解散命令申立人が国を代理して一方当事者となり、抗告人である宗教

法人との間で一審の処分決定の当否を争うのである。それは、国が宗教法人に対して解散という不利益処分を命じることが許容されるか否かという「法律関係の存否」に関し、当事者の意思いかんにかかわらず、国が主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする国と宗教法人との間の争訟であり、「当事者の意思いかんにかかわらず、終局的に事実を確定し、当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判」以外の何ものでもない。

(5) 抗告人主張に反論する原決定の論理破綻

原決定（178頁）は、上記(1)～(4)の抗告人の主張に対し、

しかしながら、宗教法人の解散命令は、行政庁の行う行政処分ではなく、裁判所の行う司法上の決定であり、その決定に対する即時抗告を、行政処分に対する取消訴訟と同視することはできないというべきである。なお、抗告人は、解散命令に関する事件は、憲法82条2項ただし書にいう「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」に該当するとも主張するが、同項ただし書は、同条1項により公開が義務付けられる事件の対審について、公開しないで行うことができる場合を定める同条2項本文の例外を定めた規定であり、そもそも同条1項により公開が義務付けられない事件の対審については適用されないものと解すべきである。

と反論する。

原決定は「宗教法人の解散命令は、行政庁の行う行政処分ではなく、裁判所の行う司法上の決定であり、その決定に対する即時抗告を、行政処分に対する取消訴訟と同視することはできない」というが、裁判所も行政庁と並ぶ国家権力機関である。憲法は国民の自由・人権を守

るために国家権力の恣意的行使に枠をはめた最高法規であり、「裁判所は公正・中立で国家機関の中でも特別であるから、その決定に対する不服申立審が公開裁判原則の例外になる」という理屈は、およそ近代立憲主義の精神に反する。そもそも、公開裁判原則は、かつての秘密裁判・暗黒裁判の弊害の教訓から確立された近代立憲主義憲法下における司法原則であり、「裁判所は不公正をしない」という原決定の前提自体が大いなる誤りである。

次に、原決定は「抗告人は、解散命令に関する事件は、憲法82条2項ただし書にいう「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」に該当するとも主張するが、同項ただし書は、同条1項により公開が義務付けられる事件の対審について、公開しないで行うことができる場合を定める同条2項本文の例外を定めた規定であり、そもそも同条1項により公開が義務付けられない事件の対審については適用されない」というが、「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」であっても、裁判所が当事者の意思いかんにかかわらず終局的に事実を確定し当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件でなければ、最初から公開裁判原則の保障から外れると言っているようである。そして、原決定によれば、

宗教法人法81条1項は、宗教法人に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となる一定の事由がある場合、公益的見地から、その法人格を失わせるため、裁判所に当該宗教法人の解散を命ずる権限を与えたものと解される。同項は、裁判所が、「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により」

宗教法人の解散を命ずることができる旨を定めるが、上記のような解散命令の制度の趣旨・目的に照らせば、これは、同項に定

める者が、裁判所に対し、宗教法人の解散を命ずる権限の行使を請求できる旨を定めたものと解すべきであって、同項に定める者に対し、宗教法人に対して解散するよう求めることができる実体的な権利を与えたものとは解されない。

というのが、解散命令事件が「純然たる訴訟事件」ではない理由・根拠であるとされる。しかし、(2)でも指摘した通り、**宗教法人法 81 条 1 項は、立法政策として地方裁判所に決定権限を与える選択をしたのであって、「法がそのように定める以前から、性格上、宗教法人に対する解散命令権限を行政庁に与えることは許されず、憲法に照らして、公開裁判原則適用の枠外にある性格の事件類型である」とする説明などできるはずがない。国会の立法政策を憲法の上に置くような原決定の論理は到底容認できるものではない。**

ちなみに、上記原決定論旨を読んだ小林節名誉教授は、「全く理解不能で、憲法 82 条を無視した不可解な『言葉遊び』以外の何ものでもなく、文字通り『違憲』である」と酷評している（資料 4 「小林節意見書」 4(2)：5 頁～6 頁）。

(6) 結語

以上の通り、原決定は、宗教法人解散命令申立事件における「紛争の本質」に対する理解において、重大な誤りを犯しているのである。法律が、立法政策として、裁判所に宗教法人解散命令処分権限を与えたことで、本来的な「純然たる訴訟事件」の性質が変容し、その結果、憲法が保障する公開裁判原則の枠外になるという原決定の論理は、法律を憲法の上に置くものに外ならず、憲法に違反すること甚だしいといふべきである。

よって、本件事件抗告審を非訟事件手続により非公開裁判で行ったことは、公開裁判原則（憲法 82 条、32 条）に違反する。

なお、本争点を論じる上で基本となる公開裁判原則に関しては、**抗告人主張書面(6)「第1」**(資料2の1)において、詳細に論じているものであり、必ず参照されたい。

第6 原決定の事実認定及び解散命令判断は「裁判の基本構造」から完全に外れており、公正な裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害（東京高裁令和8年（ラ許）第141号許可抗告申立が却下された場合における予備的主張）

抗告人は、本件特別抗告と併せて、許可抗告申立てを原審に申し立てている。しかし、原審は、同申立てを許可せずに却下する可能性があり、その場合に備えて、憲法違反の主張を予備的に行うものである。

許可抗告申立理由は、「許可抗告申立理由書」及び「許可抗告申立理由書（追加）」（資料1の1、2）で詳しく書かれているが、主張の概要は下記の通りである。

記

裁判の基本構造は、

- ①事実の特定
- ②事実の証明
- ③事実の認定（証拠裁判主義、自由心証主義）
- ④認定事実に対する規範的評価
- ⑤法律上の効果

という過程を必ず経る仕組みになっている。①～③の過程を経ないで、裁判所がいきなり④の評価判断をすることは許されない。「**不法行為**」とは、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」する行為であり（民法709条）、これは**規範的法律概念**である。裁判所が不法行為を認定するためには、その前提として**具体的行為事実の特定と証拠による証明**が必要であり、それに基づいて認定した当該行為事実に**規範的評価**を行うことで初めて**不法行為の成否**が認定できる。裁判においては、具体的行為事実の特定・認定を欠いた抽象的な不法行為成否の認定などあり得ない（上記

①～③の過程を経ずに、いきなり④に飛ぶこと)。法が「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、**事実についての主張を真実と認めるべきか否か**を判断する。」（民事訴訟法247条、非訟事件手続法60条）と規定する通り、裁判官が行う**自由心証**による判断の対象はあくまでも**事実の真実性**であり、事実認定の先にある**規範的評価**（不法行為該当性など）ではない。原決定は、コンプライアンス宣言以降に抗告人の信者らが行ったとする不法行為につき、**具体的行為事実を特定・認定しないまま、「コンプライアンス宣言後も、本件銃撃事件に至るまでの間、不法行為に該当する不相当献金勧誘行為を継続して行った」という事実を認定し、これに基づいて抗告人に対する解散命令を出した。したがって、原決定には、裁判の基本構造から外れ、証拠裁判主義（非訟事件手続法49条1項、53条1項）に違反し、自由心証主義を逸脱した違法がある。**

原決定の上記違法は、**裁判の基本構造から外れる重大な内容であり、裁判の公正を害すること甚だしく、公正な裁判を受ける権利（野中俊彦外「憲法I【第4版】」419頁～420頁）を保障する憲法32条に違反する。**

以上